

令和2年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の対象課室及び対象補助金

障がい福祉課所管

補助金名	東海村身体障害者福祉協議会補助金		
対象団体	東海村身体障害者福祉協議会	(補助額	205,425 円)
補助金名	東海村心身障がい児者親の会補助金		
対象団体	東海村心身障がい児者親の会	(補助額	150,000 円)

産業政策課所管

補助金名	東海村観光協会事業費補助金		
対象団体	東海村観光協会	(補助額	29,170,000 円)

指導室所管

補助金名	東海村教育研究会活動費補助金		
対象団体	東海村教育研究会	(補助額	1,043,000 円)

福祉総務課所管

補助金名	東海村社会福祉関係団体事業費補助金		
対象団体	東海村民生委員・児童委員協議会	(補助額	7,759,722 円)

第2 監査期日

令和2年11月11日(水)

第3 監査の方針及び方法

地方自治法第199条第7項に基づき、令和元年度に村から補助金等の財政的援助を受けた団体の補助事業の執行が、財政的援助の目的に即し適切に実施され、その実績が効果的であったか、また、補助金の出納が適正であったか、さらに補助金の所管課は補助団体に対して指導・監督を適切に行ったかどうかを主眼に監査を行った。

監査の実施にあたっては、所管課から提出された補助金交付要綱、補助金交付関係書類一式、団体から提出された財政援助団体等監査調書、規約、予算決算関係書類、日計記帳及び証拠書類の確認を行うとともに所管課から事業及び経理内容等について説明を聴取した。

第4 監査の結果

監査調書及びその証憑に基づき書類審査及び担当職員から説明聴取し、本監査を実施した結果、村補助金はおおむね適正に交付、使用されていると認められる。

ただし、補助金事務手続き、書類審査、予算決算書等の財務書類を交付要綱等の規定に従い慎重かつ正確に処理するよう努め、最大限の効果を出すために「第6 監査の結び」のとおり指導・指摘する。

なお、監査結果の概要は以下のとおりである。

第5 監査の概要

1 東海村身体障害者福祉協議会補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、身体障害者に対する地域住民の理解の促進、保護の念の啓発その他身体障害者の福祉の向上に係る事業を行う東海村身体障害者福祉協議会に対し交付するものである。

(2) 団体の概要

東海村身体障害者福祉協議会は、一般社団法人茨城県身体障害者福祉協議会へ正会員として入会しており、障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称）の趣旨徹底と村内身体障害者の親睦及び各種援護機関と連絡調整を図り、もって身体障害者の健全な福利厚生に努めることを目的としている。

会員は東海村内の身体障害者をもって組織され、令和元年5月現在の会員数は22名である。

令和元年度の主な活動内容として、茨城県身体障害者福祉協議会主催事業への参加（総会、就労支援相談員研修会、福祉の集い）、令和元年度補助対象事業として団体自主事業である機能回復訓練を2回（令和元年7月に一泊、12月に日帰り）実施した。

東海村身体障害者福祉協議会補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	300,000	300,000	100.0%
当該年度	300,000	205,425	68.5%
前年度比	100.0%	68.5%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	874,376	300,000	34.3%
決算(確定時)	439,928	205,425	46.7%

2 東海村心身障がい児者親の会補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、身体障害児者及び知的障害児者に対する地域住民の理解の促進、保護の念の啓発その他障害者等の福祉の向上に係る事業を行う東海村心身障がい児者親の会に対し交付するものである。

(2) 団体の概要

東海村心身障がい児者親の会は、一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会の茨城県肢体不自由児者父母の会連合会に地区父母の会として組織されるとともに、一般社団法人茨城県手をつなぐ育成会の会員としても活動している。

会員は知的障がい児者、身体障がい児者及び精神障がい児者の親又は後見人をもって構成されており、平成31年4月現在の会員数は41名である。

令和元年度の主な活動内容として、全国肢体不自由児者父母の会連合会主催事業（県総会、関東ブロック地域指導者育成セミナー）や茨城県手をつなぐ育成会主催事業（総会、研修会、茨城大会）への参加、自主事業として廃品回収を4回、令和元年度補助対象事業では、ふれあい事業（日帰り）を実施した。

東海村心身障がい児者親の会補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	150,000	150,000	100.0%
当該年度	150,000	150,000	100.0%
前年度比	100.0%	100.0%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	979,305	150,000	15.3%
決算(確定時)	821,803	150,000	18.3%

3 東海村観光協会事業費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、様々な観光施策やイベントを実施している任意団体東海村観光協会に対し、事業に係る経費の一部を補助金として交付し、村の観光事業の振興と郷土産業の発展に繋げることを目的としている。

平成27年4月から、観光事業の推進を一体的に支援するため、村・実行委員会・協議会がそれぞれ実施しているさくらまつり・東海まつり・I～MOのまつり・大空マルシェに関する事業経費を観光PR事業費等と合わせ、観光協会事業費補助金として一括交付している。

(2) 団体の概要

東海村観光協会は、観光事業の振興及び郷土産業の発展向上に寄与することを目的に東海村発足後の昭和31年に設立された。平成27年度から組織体制の強化と観光情報の発信強化を図るため、東海村産業・情報プラザ（アイヴィル）に事務局を置き、関係諸団体と連携しながら各種観光事業を実施しており、平成31年4月現在の会員数は、個人21名、法人157企業である。

令和元年度の主な事業としては、東海まつり、I～MO のまつり、大神宮・村松虚空蔵堂での大空ライトアップやイモゾーハロウィンパーティーのイベント開催のほか、観光PR、イモゾーフAMILYグッズの販売、観光施設整備等を行った。

東海村観光協会事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	33,000,000	32,300,000	97.9%
当該年度	33,000,000	29,170,000	88.4%
前年度比	100.0%	90.3%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	53,000,000	33,000,000	62.3%
決算(確定時)	44,688,365	29,170,000	65.3%

4 東海村教育研究会活動費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村における教育活動及び現場指導の向上を図ることを目的とし活動する東海村教育研究会に対し交付するものである。

(2) 団体の概要

東海村教育研究会は、東海村の小中学校の教職員をもって組織し、那珂郡教育研究会を兼ね、茨城県教育研究会の部会である。本村教育に寄与することを目的とし、教育に関する事業並びに実践研究を2部門(研究部・教養部)で行っている。

会員は、前述のとおり東海村の小中学校の教職員であり、会員数は平成31年4月現在210名である。

研究部は23部で構成されており、国語・算数・理科・社会・英語といった教科別の研究部の外、学校図書館・情報教育・特別支援教育・健康教育など教科外の学校教育に関する研究部があり、全会員で各部を構成し、教育研究に関する事項を計画実施している。教養部は各学校2名で構成し、会員の教養に関する事業を計画実施している。

令和元年度補助対象事業では、研究部で教育研究会主催事業(東海村文化祭小中学校音楽祭、東海村小学校陸上記録会等)などを実施し、教養部でスポーツ実技研修会を実施した。また、各校においては、教職員が各種の研修会や研究大会に参加した。

東海村教育研究会活動費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	973,000	973,000	100.0%
当該年度	1,043,000	1,043,000	100.0%
前年度比	107.2%	107.2%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	1,545,670	1,043,000	67.5%
決算(確定時)	1,410,311	1,043,000	74.0%

5 東海村社会福祉関係団体事業費補助金

(東海村民生委員・児童委員協議会分)

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村民福祉の向上及び推進に努める社会福祉団体の事業に対し交付するものである。令和元年度は、東海村民生委員・児童委員協議会、東海村遺族会、東海村保護司会、東海村更生保護女性会、東海村母子寡婦福祉会、東海村人権擁護委員会の6団体が行う事業に補助金を交付しており、その中の東海村民生委員・児童委員協議会を前年度に引き続き監査対象とした。

(2) 団体の概要

民生委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める社会奉仕者であり、児童委員を兼ねている。

東海村民生委員・児童委員協議会は、委員相互の連携並びに人格と識見の向上に努めるとともに、その担当する区域や事項を定め、職務に関する連絡調整を行い、あわせて関係機関との緊密な連携を保つことで、地域社会の福祉の増進に努めることを目的としている。

令和元年度補助対象事業では、委員の活動に要する費用の支給、協議会や地区別委員会、事項別委員会における研修、毎月開催の定例会などを実施した。

東海村社会福祉関係団体事業費補助金
(東海村民生委員・児童委員協議会補助金分)

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	7,648,000	7,648,000	100.0%
当該年度	9,248,000	7,759,722	83.9%
前年度比	120.9%	101.5%	

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	15,889,000	9,248,000	58.2%
決算(確定時)	14,281,102	7,759,722	54.3%

第6 監査の結び

1 東海村教育研究会活動費補助金について

本補助金は、小中学校教職員の「教師力」を高めるための各種研修への参加や、子どもたちの「生きる力」を育むための取組、学力向上の取組に有効に活用されている。しかし、補助金に関する事務については以下の問題があるので、適正化を図られたい。

(1) 補助金交付申請時期について

本事業は平成31年4月から実施しているが、補助金交付申請は令和元年9月17日であった。また、補助金の支払日は10月1日で、10月29日に研究会の担当から各研究部会や学校に配分されている。支出は年度当初からあるが、配分までの期間、研究部会の部長等が私費で立て替えていたという。

東海村補助金等の適正化に関する事務処理要領に「原則として補助事業等の実施前に申請をしているか。」を確認するとされていることから、補助金の交付申請書の提出は、適時速やかに行うよう指導を徹底されたい。

(2) 補助金の執行について

本補助金は、16の研究部会や研究指定校、各校職員研修等の助成として配分されている。このうち、全額を補助金で充当している研究部会、研究指定校等の助成費においては、その約5割の研究部会・学校で配分と実績の額が一致していた。また、ほとんどを補助金で充当している各校職員研修の助成費では、約6割の学校で同様に残金がゼロであった。最後の支出はほとんどが年度末近くで、事務用品等を残金と同額で購入していた。

これは、支出として不自然なものである。所管課によれば、補助金を残すと次年度以降の補助額を下げられる可能性があるため、不用額とせずに、例えば用紙を数枚単位で購入するなどしているという。

本補助金は、当該年度の補助事業に必要な経費を予算の範囲内で補助するものである。前年度に補助金が余ったからという理由だけで減額するものではない。また、予算を不自然な

までに使い切るといふ支出は、業者との関係を含めて適切ではない。所管課は、適正な補助金の執行を徹底するよう指導されたい。

(3) 補助金関係書類作成や会計処理等の事務について

標記の事務は、会長所在校の教員が行っている。予算書・決算書、実績報告書等の作成や、補助金の配分・残金回収、銀行の入金・出金、領収書管理など、大変だと思われる。

このような事務は、学校事務職員に行ってもらってはどうか。教員には子どもたちの教育に力を注いでもらいたい。

2 東海村身体障害者福祉協議会補助金について

年度末の通帳の写しを確認したところ、通帳記帳額が 52,373 円であり、次年度繰越額 155,869 円と一致しなかった。差額 103,496 円については会計担当が現金を手持ちしていると補足記載があった。

会計担当が小口現金として現金を手持ちすることがあるにせよ、少なくとも当該年度の事業とそれに係る支払が完了した後は、速やかに団体の通帳へ入金し、補助対象事業以外へ流用されていないか出納簿と通帳の一致を確認する必要がある。対象補助団体へ適切な記帳による収支等会計経理を行うよう十分指導されたい。

なお、6 項で指摘しているが、収支決算書における雑収入で利息（令和 2 年 2 月分）が未計上であったため、上記の次年度繰越額は正しい額ではなかった。したがって、補足記載の手持ち現金の金額も間違っていた。この利息の未計上は、決算時に通帳の記帳を行っていなかったため気が付かなかったものと思われる。

このほか、令和元年 5 月現在の東海村身体障害者福祉協議会会員は 22 名であり、村内身体障害者数 988 人（平成 31 年 4 月現在）の僅か 2% である。所管課の説明によると、会員の固定化による高齢化が課題とのことであることから、本会の存在や活動を広く周知し、会の活性化を図られたい。

3 東海村心身障がい児者親の会補助金について

令和元年度補助額 150,000 円は全てふれあい事業に充当され、補助対象団体の事業報告によると、会員 31 名で東京スカイツリーや東京臨海広域防災公園等へ行っている。一方、領収書には合計金額と但し書きとして「ご旅行代」の記載のみであり、参加人数や行先、支払明細が確認できなかった。

実績報告書の証憑書類として領収書を提出するに当たり、領収書だけでは内訳が確認できない場合は、明細書等の内訳の分かる書類も提出するよう補助対象団体への指導を徹底されたい。

4 社会福祉関係団体事業費補助金（東海村民生委員・児童委員協議会）について

補助金は目的に沿って有効活用されており、出納に関する事務は適正に処理されていた。

なお、高齢化や一人暮らしの高齢者など地域対応の増加に伴い、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の役割や業務が益々重要になってきている一方で、令和 2 年度の欠員は 6 名となっており、その担い手不足は深刻化している。所管課においては、今後、民生委

員・児童委員の担い手不足の解消や活動の充実を図るための対策を講じ、その活動支援を進めてもらいたい。

5 東海村観光協会事業費補助金について

本補助金は目的に沿って有効に活用されている。出納に関する事務では、大きな事業費を扱う一方で細かな支出が多い中、用途別の複数口座（人件費、会費、東海まつりやI～MOのまつりの事業費等）や詳細な出納簿で適正に管理されている。

小口現金についても、小口現金使用台帳での管理だけでなく、実際に小口現金を持ち出す時や釣銭を戻す時に提出する報告書を作成し、現金の出し入れを複数名でチェックしており、手持ち現金の不正流用を防止する対策が講じられている。このように、観光協会では日々の小口現金出納管理も徹底されている。

観光発信においては、HPは重要な役割を担っており、令和元年度はリニューアルしたHPに協会会員情報を見やすく掲載し、また、SNSでタイムリーな情報発信をするなどして積極的な広報活動に努めている。イベント事業では、特に若者を視野に入れた新たな取組も行っており、今後も地域活性化に向けた積極的な事業展開を期待したい。

6 補助金関係書類の事務処理について

補助金関係書類に以下の誤りがあった。

① 東海村身体障害者福祉協議会補助金

補助金等交付決定審査調書の繰越金の額が収支予算書と異なっていた。また、補助金実績報告書における本文中の交付決定日及び収支決算書における雑収入（利息）とそれに伴う収入合計額、次年度繰越金が誤っていた。

② 東海村心身障がい児者親の会補助金

補助金等交付決定審査調書の申請（補助事業等）の要旨における内容に、事業計画書に記載されていないものが含まれていた一方、当該年度の主要事業が記載されていなかった。

③ 東海村観光協会事業費補助金

補助金等交付決定審査調書の申請（補助事業等）の要旨における目的と内容が事業計画書の記載内容と異なっていた。また、補助金等交付申請書における受付番号の抜け、収支予算書における補助金の算出根拠の誤りがあった。

④ 東海村教育研究会活動費補助金

収支予算書の繰越金とそれに伴う収入合計、収支決算書の予備費に誤りがあった。収支決算書における支出経費の研修事業費備考欄に別の経費区分の内容が記載されていた。また、実績報告書の事業費の補助事業内容に、村予算から支出した現職研修事業が記載されていた一方、補助事業である教養関係事業（教育研修会）が記載されていなかった。補助金等交付決定審査調書における査定欄の補助対象外経費、補助等基本額、補助率を乗じて得た額に誤りがあった。

これらのように、補助対象団体において作成した補助金申請書類及び補助金実績報告書類を受理した際に所管課が誤りに気が付かない、補助金申請書類と補助金等交付決定審査調書の申請内容が一致しないというのは問題である。

また、補助金等交付決定審査調書は、大事な税金から拠出する補助金の交付決定の是非を決める重要な調書である。東海村補助金等の適正化に関する事務処理要領に従い、毎年度よく検討し、適切に作成されたい。

以上、報告する。

令和2年12月18日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 吉田 充宏